

広島県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二二〇号地御前串戸線及び三・四・二二二号宮内串戸
駅通線

三 事業施行期間

平成十二年一月十三日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし